資料１０

宮崎市児童相談所の設置について

令和５年10月12日
子ども家庭支援課作成

Ⅰ　現在の通告後の状況

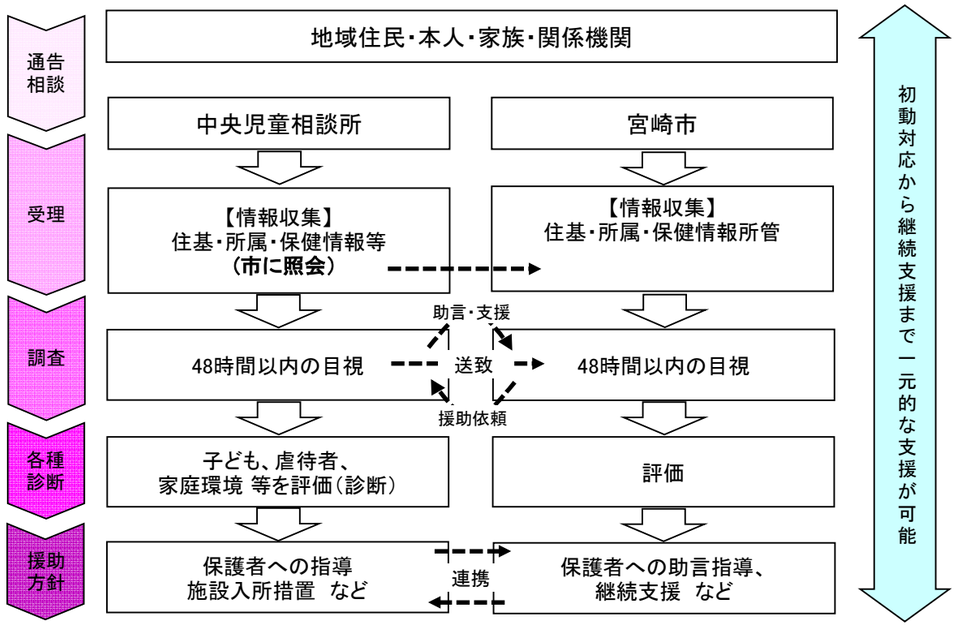

児童相談所を設置することで、児童虐待の未然防止から緊急時の対応、さらに再発防止までを一元的かつ迅速に行うことが可能になる。

Ⅱ　理想とする支援体制

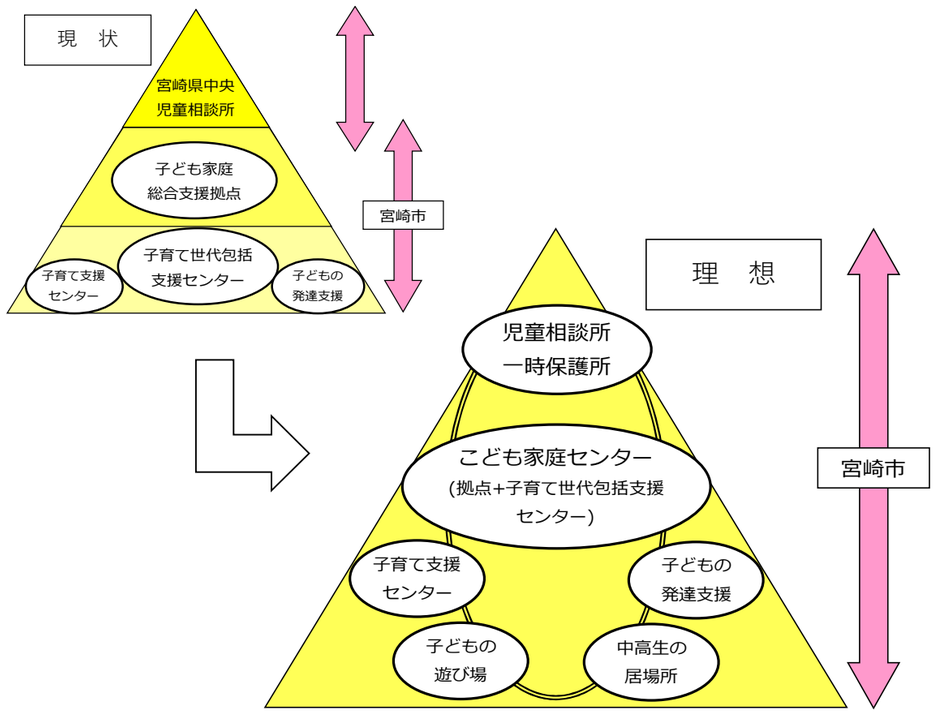

Ⅲ　児童相談所を設置するメリット

①虐待の未然防止・再発防止体制の強化

身近な相談機関でより幅広い相談対応が可能となり、虐待の未然防止や再発防止において一層の体制強化が図られる。

②通告後対応の迅速化

通告後の初動調査において、対象世帯の住基情報、保健情報、所属情報（保育所・幼稚園、小中学校等）等は、市が所管しているため情報収集や連携が迅速に行える。

③市の判断で一時保護が可能

これまでは、県の判断でないと一時保護が出来なかったが、市の判断で一時保護が可能→対応の迅速化

④一時保護所の弾力的な運用

育児に困難を抱える家庭において、短期的に子どもを預かり育児支援を行うことが出来る。

⑤家庭的養護の推進

里親の活用を積極的に図り、措置児童が家庭的な環境で育つことを推進　　など

Ⅵ　中核市の児童相談所設置状況

【設置済】　４市

金沢市（H18.4）　横須賀市（H18.4）
明石市（H31.4）　奈良市（R4.4）

【設置予定】　６市

高崎市（R7予定）　豊中市（R7予定）
船橋市（R8予定）　柏市（R8予定）
尼崎市（R8予定）　東大阪市（R10予定）

【設置検討中】　３市

豊橋市　西宮市　鹿児島市

Ⅴ　有識者会議（メンバー）

	分野	候補者
1	学識経験者	●安部　計彦　氏 西南学院大学　人間科学部・社会福祉学科　教授
2	実務経験者	●安田　真里　氏 元中央児童相談所　所長
3	関係団体	●甲斐　英幸　氏 NPO法人　子ども虐待防止みやざきの会　会長
4	専門分野 （心理職）	●柳田　哲宏　氏 宮崎県公認心理師・臨床心理士会 会長
5	専門分野 （弁護士）	●増田　良文　氏 宮崎県弁護士会（子どもの権利に関する委員会）

Ⅵ　有識者会議（スケジュール）

日時	検討内容（案）
第１回 令和5年11月22日（水） 17：00～19：00	・本市の現状と課題 ・国の動きと法改正の経過 ・宮崎県との役割の違い ・本市の基本方針
第２回 令和5年12月27日（水） 17：00～19：00	・児童相談所機能 ・一時保護所機能 ・子ども家庭センター及び附帯する機能
第３回 令和6年1月30日（火） 16：00-18：00	
第４回 令和6年2月16日（金） 17：00～19：00	・社会的養護について ・連携体制の整備 ・児童相談所の設置場所及び周辺環境の考え方
第５回 令和6年3月18日（月） 17：00～19：00	・児童相談所の設置場所及び周辺環境の考え方 ・人材確保及び育成 ・第３者評価について ・報告書まとめ（案）